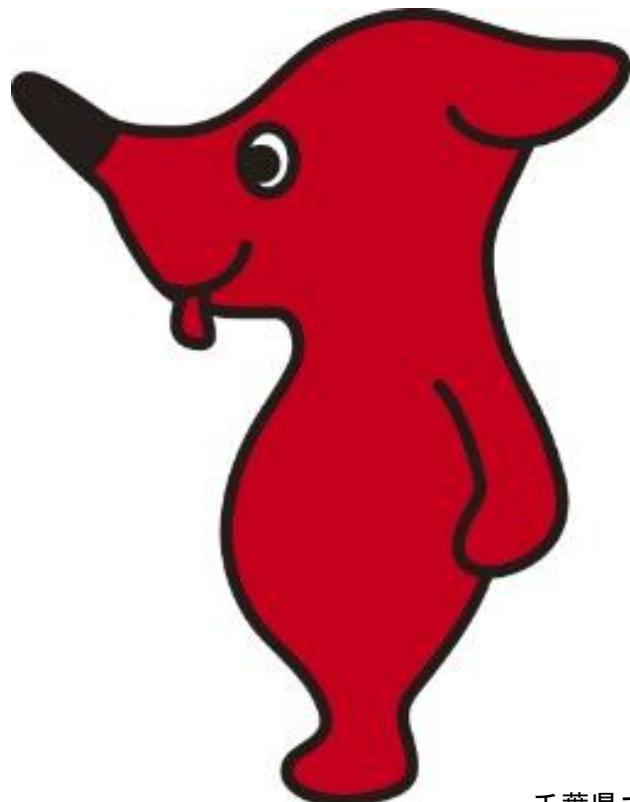


子どもの未来応援 支援につなぐガイドブック [乳幼児用]



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千 葉 県

「作成に当たって」

令和元年の国民生活基礎調査の結果によると、子どもの貧困率は13.5%であり、7人に1人の子どもが、平均的な所得水準の半分以下の生活を余儀なくされています。

児童福祉法にも規定されているとおり、子どもの権利が守られるためには、その生活や健やかな成長・発達等が保証されなければなりません。

千葉県では、次代を担う子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないよう環境の整備等を図ることが必要であり、こうした理念の下、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

計画では、重点的支援施策について、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に定める教育の支援などの4つの柱に加えて、県独自に「支援につなぐ体制整備」という柱を定め、施策を推進することとしています。

この施策の一環として、子どもたちの身近にいる保育者や学校の先生など周りの大人が、保育所、幼稚園、学校等の現場などで気づいた貧困を、適切な支援につなげるため、「子どもの未来応援 支援につなぐガイドブック」を策定しました。

多くの子どもたちが支援につながり、その支援が切れ目なく続くよう、御活用をお願いいたします。

ガイドブックの使い方

- ① 2ページをもとに、支援が必要かもしれない子どもに気づく
- ② 3ページをもとに、①の「気づき」から「支援」につなげる
- ③ 他の機関の助言が欲しい場合や相談が必要な場合は、
4ページの相談先へ相談する

もしかしたら支援が必要かも？

登園の時間がバラバラ
昼夜逆転、休みがち



保護者との連絡がつかない



洗髪していない、
切っていない



平均より小柄
顔色が悪い

けが等あるが
治療や受診を
していない

おしりがかぶれている
サイズが合わず漏れています



衣服が清潔でない
服装が季節外れ
サイズが合っていない



持ち物がそろわない
集金・提出物がおくれる



一見、
普通に見える子どもでも、
表面的に見えないとこで、
困難に陥っているという
側面もあります。

「おやつ」と思つたら、

まずは周りの職員と相談を

「子どもの未来応援 気づきのチェックシート」に、
上記のほか、詳細なチェック項目が記載されています。

チェックシート
はこちらから

気になる子どもを意識するための目安や支援につなぐきっかけとして御活用ください。



- 支援が必要な子どもがいるかもしれません。
- 気になる子どもがいたり、保護者等から訴えがあったら、まずは、職場内で相談や情報共有をお願いします。
- 他の機関へ相談が必要な場合は、4ページの相談先へ連絡をお願いします。

「気づき」から「支援」への流れ

①もし何かに気づいたら



「気づきのチェックシート」の活用

②職場内で相談・情報共有を



他の機関の助言が欲しい場合や、
相談が必要な場合

保育所等で支援が
可能な場合

③各相談機関に相談

(相談先は次のページを参考に)



保育所等に
助言・情報提供

保育所等で支援を
再検討する

- お金の問題など生活全般について
⇒自立相談支援機関
- 子育てや家庭環境について
⇒家庭児童相談室
- 相談先がわからない場合
⇒中核地域生活支援センター

相談機関が支援

保育所等と相談機関が
双方で連携して支援

④保護者や子どもにアプローチ



※ 相談機関や支援につながってからも、切れ目のない支援のためにかかり続ける
ことが大切です。

基本的な相談先

(電話番号等連絡先は二次元コードから参照願います)

○お金の問題など生活全般について

自立相談支援機関



生活や仕事などに悩みを抱えている人に対し、相談に応じ、関係機関と連携しながら問題解決をお手伝いします。

○子育てや家庭環境について

家庭児童相談室



子どもの養育や、子どもに係る家庭の人間関係等の相談に対応し、状況に応じて他の関係機関につなぎます。

○相談先がわからない場合

中核地域生活支援センター



24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート等を行います。

○他にも様々な相談機関や支援がありますので、以下のページにはこうした支援制度などを掲載しています。

1 経済的支援



①児童手当 (P 6) ②児童扶養手当 (P 6)

③ひとり親家庭等医療費等助成事業 (P 7)

④子ども医療費助成事業 (P 7)

⑤母子家庭等自立支援給付金事業 (P 7)

⑥母子父子寡婦福祉資金の貸付 (P 8)

⑦住居確保給付金 (P 8) ⑧生活保護 (P 9)

2 子育てに関する相談、支援



①児童家庭支援センターへの相談 (P 9)

②ひとり親家庭等生活向上事業 (P 10)

③子育て短期支援事業 (P 10)

④ひとり親家庭等日常生活支援事業 (P 10)

⑤ファミリー・サポート・センター事業 (P 10)

3 就労支援や生活全般の相談支援



①千葉県ジョブサポートセンター事業 (P 11)

②離職者等再就職訓練事業 (P 11)

③母子家庭等就業・自立支援センター事業 (P 11)

〔 各制度の詳細は二次元コードから参照願います。 〕

1 経済的支援

①児童手当

○どんな制度

- ・ 中学校修了前（15歳到達後の年度末）までの児童を養育している人に支給されます。
- ・ 支給を受けるには、出生の翌日から15日以内に、各市町村（公務員は各職場）へ申請し、認定を受ける必要があります。
- ・ 支給は原則として、年3回、6月、10月、2月に4か月分ずつ支給されます。

※所得制限があります

○支給額（月額）（令和5年4月時点）

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



②児童扶養手当

○どんな制度

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のための手当です。対象年齢（18歳になった最初の3月31日まで、障害児は20歳未満まで）の子どもがいる家庭に支給されます。

○支給額（月額）

支給額は、児童の数や所得額によって異なります。（令和5年3月時点）

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,070円	43,060円から10,160円(10円刻みで変動)
2人	10,170円を加算	10,160円から5,090円を加算(10円刻みで変動)
3人以上	1人増加するごとに6,100円を加算	6,090円から3,050円を加算(10円刻みで変動)

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



③ひとり親家庭等医療費等助成事業

○どんな制度

- ・ 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童等が、保険医療機関を受診した場合の医療費を市町村が助成する制度です。
- ・ 市町村によって自己負担額（0円、200円、300円）や所得制限額等が異なります。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



④子ども医療費助成事業

○どんな制度

- ・ 子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を市町村が助成する制度です。
- ・ 市町村によって自己負担額（0円、200円、300円）や所得制限額等が異なります。
- ・ 保育園・幼稚園の管理下でけがをした場合は、災害給付の対象となりますので、保育園・幼稚園へお問合せください。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



⑤母子家庭等自立支援給付金事業

○どんな制度

ひとり親家庭の親の就労をより効果的に促進するため、自主的に資格を取るため養成機関において修学する場合などに給付金を支給します。

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業のために雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座等を受講する場合に、受講修了後に受給できる給付金

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の父母が、看護師や保育士等の対象資格取得のために養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減等を図るために受給できる給付金。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合に、受講修了時等に受給できる給付金

※実施状況は、お住まいの市で異なります。（町村は県で実施）

○受付窓口

お住まいの市又は町村所管の健康福祉センター



⑥母子父子寡婦福祉資金の貸付

○どんな制度

児童を扶養しているひとり親世帯に、様々な用途の資金の貸付を行います。

○支給条件

生活向上や経済的自立に役立つものが対象となります。

また、受付から決定まで2～3ヶ月かかります。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



⑦住居確保給付金

○どんな制度

生活に困窮し、住居を失った又失いそうな人に家賃相当額を支給します。

(不動産業者等へ直接振り込まれます)

○支給条件

- ・経済的理由で住居が無い又は無くなりそう
- ・離職2年以内又は離職や廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ・収入額と金融資産が基準額以下であること
- ・求職活動を行うことなど

○受付窓口

お住まいの市などの自立相談支援機関



⑧生活保護

○どんな制度

生活保護は最低生活の保障と自立の助長を図る事を目的として、その困難の程度に応じ必要な保護を行う制度です。

○支給について

- ・ 就労できない、就労しても生活に必要な費用を得られないといった状態にある場合で、一緒に生活している世帯全員の収入と、国が定めた最低生活費を比較して、少ない場合に受けられます。
- ・ 収入額と最低生活費の差額が支給されることとなります。
- ・ 利用できる資産、能力その他あらゆるものを利用する必要があります。
- ・ 年数回ケースワーカーが訪問調査を行うほか生活に関する指導があります
- ・ 収入の状況を定期的に申告していただく必要があります。

○内容について

生活保護には8つの種類があります。

- 1 生活扶助 日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
- 2 住宅扶助 アパート等の家賃
- 3 教育扶助 義務教育を受けるために必要な学用品や給食費
- 4 医療扶助 医療サービスの費用⇒直接医療機関へ支払います。（本人負担なし）
- 5 介護扶助 介護サービスの費用⇒直接介護事業者へ支払います。（本人負担なし）
- 6 出産扶助 出産費用⇒定められた範囲内で実費を支給します。
- 7 生業扶助 就労に必要な技能の修得等にかかる費用、高等学校等で就学するために必要な費用⇒定められた範囲内で実費を支給します。
- 8 葬祭扶助 葬祭費用⇒葬祭扶助 定められた範囲内で実費を支給します。

○受付窓口

お住まいの市などの福祉事務所



2 子育てに関する相談、支援

①児童家庭支援センターへの相談

○どんな制度

児童虐待や非行等、子どもに関わるさまざまな問題について、相談に応じます。

○受付窓口

お近くの児童家庭支援センター



②ひとり親家庭等生活向上事業

○どんな制度

ひとり親家庭の子どもに対し学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」やひとり親家庭の生活に関する悩み相談等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を行います。

※実施状況等は、市町村で異なります。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



③子育て短期支援事業

○どんな制度

保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設等で子どもを預かります。また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となる家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行います。

※実施状況等は、市町村で異なります。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課

④ひとり親家庭等日常生活支援事業

○どんな制度

ひとり親家庭の方が急な病気になった時や急な仕事が入ってしまった時などに、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育などの日常生活の支援を行います。

※実施状況等は、市町村で異なります。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



⑤ファミリー・サポート・センター事業

○どんな制度

主に子どもの預かりを活動とする、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

○受付窓口

お住まいの市町村の子育て担当課



3 就労支援や生活全般の相談支援

①千葉県ジョブサポートセンター事業

○どんな制度

就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、市町村と共に催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施しています。

○受付窓口

千葉県ジョブサポートセンター



②離職者等再就職訓練事業

○どんな制度

離転職者等をはじめとする求職者に対して、多様な訓練を実施し就業のための職業能力が身に付けます。

○対象者

ハローワークに求職申込みを行っており、受講指示又は受講推薦が得られる就職を希望されている方。

○受付窓口

お住まいの市町村を所管するハローワーク



③母子家庭等就業・自立支援センター事業

○どんな制度

母子家庭の母等の就業や養育費等について相談に応じます。

○受付窓口

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター

(千葉市、船橋市、柏市にお住まいの方は各市にお問合せください。)



子どもの未来応援 支援につなぐガイドブック

発行所属：千葉県健康福祉部健康福祉指導課自立支援班

発行年月：令和5年3月

住 所：〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電話番号：043-223-2309